

令和7年第1回定例会

埼玉県後期高齢者医療
広域連合議会議案

令和7年1月30日

議 案 目 次

議案第1号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について……………	1
議案第2号	埼玉県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び埼玉県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	4
議案第3号	埼玉県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	6
議案第4号	埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	8
議案第5号	令和6年度埼玉県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）……………	別冊
議案第6号	令和6年度埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）……………	別冊
議案第7号	令和7年度埼玉県後期高齢者医療広域連合一般会計予算……………	別冊
議案第8号	令和7年度埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計予算……………	別冊

議 案 第 1 号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
の制定について

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のと
おり制定する。

令和7年1月30日提出

埼玉県後期高齢者医療広域連合長 富岡 勝則

提 案 理 由

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、必要な規定の整備をするため、地方自治法第292条の規定により準用する同法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出する。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(埼玉県後期高齢者医療広域連合個人情報保護法施行条例の一部改正)

第1条 埼玉県後期高齢者医療広域連合個人情報保護法施行条例(令和5年広域連合条例第1号)の一部を次のように改正する。

附則第3条第4項及び第5項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(埼玉県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正)

第2条 埼玉県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報の保護に関する条例(令和5年広域連合条例第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第10項中「第2条第8項」を「第2条第9項」に改める。

第13条第5項の表第39条第1項第1号の項中「第2条第9項」を「第2条第10項」に改める。

第54条から第56条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(埼玉県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正)

第3条 埼玉県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例(令和5年広域連合条例第3号)の一部を次のように改正する。

第18条第1項及び附則第2条第5項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年6月1日から施行する。ただし、第2条中埼玉県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報の保護に関する条例第2条第10項及び第13条第5項の表第39条第1項第1号の項の改正規定は、令和7年4月1日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

第2条 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号)第2条の規定による改正前の刑法(明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。)第12条に規定する懲役(以下「懲役」という。)(有期のものに限る。以下この項にお

いて同じ。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

議 案 第 2 号

埼玉県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び埼玉県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

埼玉県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成19年広域連合条例第6号）及び埼玉県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例（平成19年広域連合条例第19号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和7年1月30日提出

埼玉県後期高齢者医療広域連合長 富岡勝則

提 案 理 由

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、必要な規定の整備をするため、地方自治法第292条の規定により準用する同法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出する。

埼玉県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び埼玉県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

(埼玉県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第1条 埼玉県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成19年広域連合条例第6号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「により当該」を「により、当該」に改め、同条第2項中「3歳に満たない」を「小学校就学の始期に達するまでの」に改め、同条第3項中「当該子」を「、当該子」に改め、同条第4項中「により当該」を「により、当該」に改め、「、第2項中「3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり」を削り、「前項中」を「前2項中」に改める。

(埼玉県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第2条 埼玉県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例（平成19年広域連合条例第19号）の一部を次のように改正する。

第17条第3項中「第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項の規定による」を「第61条の2第20項に規定する」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議 案 第 3 号

埼玉県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の報酬等に関する条例
の一部を改正する条例の制定について

埼玉県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の報酬等に関する条例（令和元年
広域連合条例第2号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和7年1月30日提出

埼玉県後期高齢者医療広域連合長 富 岡 勝 則

提 案 理 由

会計年度任用職員に支給する報酬等について、必要な規定の整備をするため、埼玉県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正したので、地方自治法第292条の規定により準用する同法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出する。

埼玉県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の報酬等に関する条例
の一部を改正する条例

埼玉県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の報酬等に関する条例（令和元年
広域連合条例第2号）の一部を次のように改正する。

第7条第3項後段中「得た額」の次に「の総額」を加える。

別表第1 栄養士の項及び保健師、看護師の項中「一級」を「二級」に改め、「給料
月額」の次に「及びその給料月額に100分の25を乗じて得た額の合計額」を加え、
同表前記以外の職の項中「給料月額」の次に「及びその給料月額に100分の25を
乗じて得た額の合計額」を加える。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の埼玉県後期高齢者医
療広域連合会計年度任用職員の報酬等に関する条例（次項において「改正後の報酬
条例」という。）別表第1の規定は、令和6年4月1日から適用する。

（報酬の内払）

- 2 改正後の報酬条例の規定を適用する場合には、この条例による改正前の埼
玉県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の報酬等に関する条例の規定に基づ
いて支給された報酬は、改正後の報酬条例の規定による報酬の内払とみなす。

議 案 第 4 号

埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年広域連合条例第24号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和7年1月30日提出

埼玉県後期高齢者医療広域連合長 富岡勝則

提 案 理 由

令和7年度以降の保険料に関し、所得の少ない被保険者に対する被保険者均等割額の軽減の判定基準を変更するため、埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法第292条の規定により準用する同法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出する。

埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年広域連合条例第24号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項第2号中「29万5,000円」を「30万5,000円」に改め、同項第3号中「54万5,000円」を「56万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の規定は、令和7年度以後の年度分の保険料について適用し、令和6年度分までの保険料については、なお従前の例による。